

平成17年12月7日
新潟県医薬国保課

安定ヨウ素剤の事前各戸配置の状況について

1 調査結果

関係道府県担当者に照会した結果、安定ヨウ素剤の事前各戸配置を行っている道府県、市町村はありませんでした。

(平成17年12月6日に関係道府県担当者に電話照会により調査実施)

2 本県の状況

(1) 旧小国町における安定ヨウ素剤の取り扱い

旧小国町が平成9年度から安定ヨウ素剤の購入を希望する住民に対して、安定ヨウ素剤の購入代金の全額を補助している。

(2) 購入について

- ① 購入にあたっては、区長が各戸の購入希望を取りまとめる。
- ② 安定ヨウ素剤の品質保持期限3年であるため、3年ごとに更新を行う。
- ③ 年齢を問わず1人につき2錠購入としている。(内服液調製のための原薬の購入は行っていない。)
- ④ 40歳以上の住民が購入した場合も助成対象としている。

(3) 配置状況について(平成15年度更新時)

- ① 配置希望世帯数 1,858世帯(全世帯2,061世帯の90.2%)
- ② 服用希望者数 6,565人(全町民7,097人の92.5%)

(4) 旧小国町における配置の根拠

旧小国町については、県が地域防災計画で定める防災対策重点地域(原子力発電所から概ね半径10km以内の地域)に含まれないため、長岡市(旧小国町)独自の判断で実施している。